

平川市地域産業支援事業補助金 Q&A

～ 目次 ～

No	内容	ページ
Q 1	支援機関等とはどのような機関を指しますか。(要綱第 2)	1
Q 2	新製品・新技術・新サービスの開発事業とはどのようなものを指しますか。(要綱第 3)	1
Q 3	定款や規約を制定していない個人事業者が申請する場合、定款や規約の代わりにどのような書類を添付するとよいですか。(要綱第 1 2)	1
Q 4	補助対象経費の経費区分について、補助対象経費の〇〇%以内とされているものがありますが、制限をかける理由は教えてください。 (要綱第 5 (別表))	2
Q 5	実績報告をするとき、補助事業の実施状況を示す写真等として、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第 1 5)	2
Q 6	銀行振込、ネットバンキング等で支払いをしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第 1 5)	2

Q1 支援機関等とはどのような機関を指しますか。（要綱第2）

次のいずれかに該当するものをいいます。

- （1）認定経営革新等支援機関（税務、金融、財務などに関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上であると国が認定した機関）

※主に、商工会又は商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士などが認定を受けており、平川市内に本店等を置く支援機関は平川市商工会です。

※中小企業庁のホームページにおいて支援機関の一覧を確認できます。

- （2）地方独立行政法人青森県産業技術センター、公益財団法人21あおり産業総合支援センター（青森県よろず支援拠点）

- （3）民間のアドバイザー

※ただし、提案書提出時に平川市商工会からの意見書を添付する必要があります。

Q2 新製品・新技術・新サービスの開発事業とはどのようなものを指しますか。（要綱第3）

次のいずれかに該当するものをいいます。

- （1）一定の新規性のある（相当程度普及していない）新製品等を開発する事業

- （2）他の事業者で取扱事例はあるが、新事業展開にあたり新製品等を開発する事業

Q3 定款や規約を制定していない個人事業者が申請する場合、定款や規約の代わりにどのような書類を添付するとよいですか。（要綱第12）

事業の実施、継続にあたり、内規等を定めている場合は、内規等を提出してください。
なお、様式は任意です。

Q4 一部の経費区分において、補助対象経費の〇〇%以内とされていることについて教えてください。(要綱第5 (別表))

経費の大半が備品購入費に該当するなど、特定の経費区分の比重が高くないために設定しています。

仮に、補助対象経費が2,000,000円(税抜)の場合、〇〇%以内の制限が設けられている経費区分の上限額は、それぞれ以下のとおりとなります。

①旅費…2,000,000円×20%(上限)＝400,000円

400,000円×1/2(補助率)＝200,000円

ただし、1人当たり60,000円が上限となります。

②備品購入費…2,000,000円×50%(上限)＝1,000,000円

1,000,000円×1/2＝500,000円

③原材料費…2,000,000円×20%(上限)＝400,000円

400,000円×1/2＝200,000円

補助率は補助対象経費の2分の1以内であるため、制限のある経費区分の上限額は、補助対象経費の額×〇〇%×1/2の額となります。

なお、補助対象経費が増減すると、それぞれの経費区分の上限も変動しますので、積算の際はご注意ください。

Q5 実績報告をするとき、補助事業の実施状況を示す写真等として、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第15)

開発した新製品等や購入した備品の写真を添付してください。

また、支援機関等からの助言内容等について、公表できる範囲でかまいませんので、文書(様式は任意です)にまとめて添付してください。

Q6 銀行振込、ネットバンキング等で支払をしたため領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第15)

領収書を発行できるか支払先に確認していただき、発行できる場合は領収書を添付してください。なお、領収書には、「支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容」が記載されている必要があります。

領収書に必要項目が記載されていない(領収書を発行できない)場合は、必要項目が記載された明細書等を添付してください。